

申請等手数料一覧(4)

(札幌市証明等手数料条例 別表)

作成:令和7年4月1日

(1)住宅にかかる適合性判定

(円)

床面積の合計 (㎡)		標準計算法	仕様・計算併用法
戸建	200 以下	35,000	26,000
	200 超え	39,000	29,000
戸建以外	300 以下	70,000	52,000
	300 超え 2,000 以下	117,000	87,000
	2,000 " 5,000 "	198,000	151,000
	5,000 超え	284,000	221,000

(2)非住宅にかかる適合性判定

(円)

床面積の合計 (㎡)	標準入力法		モデル建物法	
	工場等以外	工場等	工場等以外	工場等
300 以下	230,000	23,000	88,000	19,000
300 超え 1,000 以下	284,000	31,000	110,000	27,000
1,000 超え 2,000 以下	367,000	44,000	145,000	38,000
2,000 超え 5,000 以下	524,000	103,000	235,000	96,000
5,000 超え 10,000 以下	645,000	152,000	308,000	145,000
10,000 超え 25,000 以下	762,000	188,000	370,000	180,000
25,000 超え	870,000	233,000	434,000	223,000

※ 判定を受けた建築物の変更に係る判定手数料・軽微変更該当証明書の交付手数料は、判定に係る面積に基づく上記各表の手数料の半分となります。

※ 用途が住宅・非住宅の複合建築物の場合、手数料は(1)及び(2)の合計となります。

※ 増改築に係る判定の場合、手数料算定の床面積は増改築部分のみの面積で算定します。

※ 上表は札幌市における判定手数料です。登録建築物エネルギー消費性能判定機関における判定手数料はそれぞれの機関にお問い合わせください。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

(ア)戸建住宅、長屋にかかる計画認定、共同住宅にかかる計画認定の住戸部分

(円)

床面積の合計 (㎡)		性能評価機関の審査あり	性能評価機関の審査なし		
			標準計算法	誘導仕様・計算併用法	誘導仕様基準
戸建	200 以下	4,800	35,000	26,000	18,000
	200 超え		39,000	29,000	19,000
長屋・共同住宅	300 以下	9,500	70,000	52,000	34,000
	300 超え 2,000 以下	21,000	117,000	87,000	58,000
	2,000 " 5,000 "	46,000	198,000	151,000	104,000
	5,000 超え	81,000	284,000	221,000	158,000

(イ)共同住宅にかかる計画認定の共用部分

(円)

床面積の合計 (㎡)	性能評価機関の審査あり	性能評価機関の審査なし
300 以下	9,200	109,000
300 超え 2,000 以下	27,000	179,000
2,000 " 5,000 "	81,000	279,000
5,000 " 10,000 "	127,000	359,000
10,000 " 25,000 "	160,000	429,000
25,000 超え	200,000	499,000

(ウ)非住宅部分にかかる計画認定

(円)

床面積の合計 (㎡)	性能評価機関の審査あり	性能評価機関の審査なし	
		標準入力法	モデル建物法
300 以下	9,500	230,000	88,000
300 超え 1,000 以下	17,000	284,000	110,000
1,000 " 2,000 "	27,000	367,000	145,000
2,000 " 5,000 "	81,000	524,000	235,000
5,000 " 10,000 "	129,000	645,000	308,000
10,000 " 25,000 "	163,000	762,000	370,000
25,000 超え	203,000	870,000	434,000

※計画変更の認定手数料は、認定面積に基づく上記各表の手数料の半分となります。

(計画変更は建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のみ可能です。)

※認定基準等に変更のない場合は、性能評価機関の審査を受ける必要はありません。(審査を受けていない場合でも、左欄の額となります。)

※性能評価機関の審査に要する費用は、それぞれの機関にお問い合わせください。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料の計算例

例: 住宅・非住宅複合建築物の全体を認定申請する場合

条件: ○延べ面積5,500㎡(共同住宅(住戸部分4,000㎡、共用部分500㎡)、非住宅部分1,000㎡)の複合建築物

○性能評価機関の審査あり

計算: 46,000円(住戸部分) + 27,000円(共用部分) + 17,000円(非住宅部分) = 90,000円

(2)認定と併せて建築基準法の確認審査を受けようとする場合

(1)の手数料に(A)～(C)を加算した額

(A)確認審査を行う場合の加算(建築基準法施行条例第74条の

(円)

床面積の合計 (㎡)	金額(右欄は特例建築物(※1)の場合)	
30 以下	28,000	11,000
30 超え 100 以下	32,000	18,000
100 " 200 "	41,000	27,000
200 " 500 "	65,000	—
500 " 1,000 "	115,000	—
1,000 " 2,000 "	159,000	—
2,000 " 10,000 "	309,000	—
10,000 " 50,000 "	546,000	—
50,000 超え	1,082,000	—

※1 特例建築物: 建築基準法施行令第10条第3号又は第4号に掲げる建築物

※2 上記床面積の合計は次により算出します。

1 新築、増築、改築の場合

当該新築・増築・改築に係る部分の床面積

2 移転、大規模の修繕・模様替、用途変更の場合

当該移転、大規模の修繕・模様替、用途変更に係る部分の床面積の1/2

3 計画変更の場合

当該計画変更に係る部分の床面積の1/2

(床面積が増加する部分)にあつては、当該増加する部分の床面積)

(B)構造計算適合性判定に準じた審査を行う場合の加算

(札幌市証明等手数料条例付表14の項、16の項)

(円)

床面積の合計 (㎡)	認定プログラム	その他
1,000 以下	129,000	189,000
1,000 超え 2,000 以下	160,000	240,000
2,000 " 10,000 "	171,000	261,000
10,000 " 50,000 "	203,000	313,000
50,000 超え	330,000	570,000

※上記床面積の合計は、構造計算1件ごとの床面積の合計により算出します。

(C)昇降機を含む場合の加算(建築基準法施行条例第74条の5

(円)

	小荷物専用昇降機	左記以外の昇降機
1基につき	10,000	16,000
(計画変更の場合)	7,000	9,000

(3)複数の建築物による性能向上計画の認定(法第29条第3項)

建築物それぞれについて(1)及び(2)により算定し、それらを合計した額。